

E T C 2.0 車載器購入促進助成申請上の留意点について (その2)

標記事業に係る助成金の申請受付を開始いたしましたが、書類不備が散見されます。つきましては、下記の点に留意して申請手続きを行うようご連絡いたします。

担当：篠田

記

1. 助成対象車両以外の申請 **事業用貨物自動車のみが助成対象**
(事業用貨物自動車であっても軽貨物は除く)
自家用貨物車両、自家用乗用車は対象外
県外ナンバーの車両は対象外
2. セットアップ証明書の不備
取扱店名の記載もれ、押印もれ、セットアップ完了日記入もれ
セットアップ申込書は不可
3. E T C 2.0 車載器購入内訳書の内容の一部変更
車体番号 ⇒ 車両番号 (登録番号) を記入するよう変更願います。
4. 車検証について
申請日現在で、車検証の有効期限内のもの